

## 問い合わせの多い項目（Q&A）

Q 自治会で剪定した枝を処理したい。

A 自治会は事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物に分類されます。環境センターに直接持ち込むか、市内の収集許可業者に依頼して下さい。

1. 環境センターで直接受け付けます。ただし、大きさや長さ、1日当たりの受入量に制限があるため、事前にお問い合わせ（予約）下さい。
2. 太さ10cm以上の枝や幹・根っこ等は受け付けできません。業者を紹介します。お問い合わせください。



直接搬入の場合は縛らなくてもよい

